

新型コロナウイルス感染症関連 支援制度の紹介

※令和2年12月21日現在

□ 住居確保給付金（人数に応じて32,000円～49,000円を家賃給付）

要件

- ① 離職して2年以内または休業により収入が減少した方。
- ② そのほか収入要件や資産要件があります。窓口にご相談してください。

窓口

市役所1階 福祉総務課 ☎ 87-6025
※年末年始臨時窓口を開設し、生活困窮者支援制度等の相談を受け付けます。
12月29日（火）～1月3日（日）の6日間、毎日午前9時から午後5時まで。

□ ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給を実施します。）

要件

- ◇ 基本給付（養育者を含む）：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
※所得が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
- ◇ 追加給付：収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付 1世帯5万円
- ◇ 基本給付の再支給：1回目の基本給付と同額を振り込みます。
（再支給については追加給付を行いません。）

期限が令和3年2月26日（金）です。
「対象かも・・・」と思ったらまずはお問合せください。

窓口

市役所1階 こども家庭課給付係 ☎ 87-0771

□ 国民健康保険傷病手当・後期高齢者医療保険傷病手当金

要件

国民健康保険被保険者の方で被用者の方が感染または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため就労ができなかった期間において給与の全部または一部を受け取ることが出来なくなった場合。

※後期高齢者医療保険傷病手当金の申請については後期高齢者医療係までお問合せください。

窓口

市役所1階 健康保険課 ☎ 82-8126（給付係） ☎ 87-9040（後期高齢者医療係）

□ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料（65歳以上）の減免

要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べ3割以上減少が見込まれる世帯の方など。 ※詳細は各窓口でご確認ください。

窓口

【国民健康保険税】 健康保険課 ☎ 87-9045
【介護保険料】 介護長寿課 ☎ 82-7158
【後期高齢者医療保険料】 健康保険課 ☎ 87-9040

□ 国民健康保険税の納税猶予

要件

新型コロナウイルス感染症の影響により前年同期と比べ収入が概ね20%以上減少している方で、一時的に納税を行うことが困難な方が対象。

納期限が令和3年2月1日までのもので、各納期限までに申請が必要です。

窓口

市役所1階 健康保険課 ☎ 87-9045

□ 市税（固定資産税・住民税・軽自動車税）の納税猶予

要件

新型コロナウイルス感染症の影響により前年同期と比べ収入が概ね20%以上減少している方で、一時的に納税を行うことが困難な方が対象。

納期限が令和3年2月1日までのもので、各納期限までに申請が必要です。

窓口

市役所1階 納税課 ☎ 87-9041

□ 【令和3年度】固定資産税の一部又は全部の減免措置

要件

- ① 対象者：中小企業・小規模事業者（個人事業主含む。）
- ② 要件：令和2年2月から10月までの任意の連続した3ヶ月間の売上高が前年の同期間と比較し30%以上減少している。期限：令和3年1月31日。 ※詳細は市ホームページまたは窓口で。

窓口

市役所1階 税務課資産税係 ☎ 87-9043

検索

石垣市 新型コロナ 固定資産税